○金融庁告示第

号

保険業法 (平成七年法律第百五号) 第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の規定に基づ

保険金等の支払能力の 充実の状況が 適当であるかどうか の基準を、 保険業法施 行 規則 (平成 八年大 蔵 省

令第五号) 第二百· 十一条の 五十八及び第二百十一条の五十九 の規定に基づき、 少額短 期 保険 業者 \mathcal{O} 資 本、 基

金 潍 備 金等及び 通常 \mathcal{O} 予 測を超える危険に相当する額の 計算方法を次のように定め、 亚. -成十八 年四 月

日

から適用する。

平成十八年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

(保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準)

第一 条 保険 業法 (以下 法」 とい · う。) 第二百七十二条の二十八に お いて準 用する法第百三十条の 規定に

より ^定める保険 金等の 支払能 力 \mathcal{O} 充実 \mathcal{O} 状況が適当であるかどうかの基準 は 次の算式により得られる比

率が二〇〇パーセント以上であることとする。

法 第272条 の28において 準 田 4 \mathcal{N} 法 徭 130条 舥 \vdash 声 $\widetilde{()}$ 描 Ţ B 盤

2 X 第272条 の28に 성 등 4 準 田 4 N 法 徭 7130条 徭 0 可 7 蓝 J \mathcal{N} 緻)

(資本、基金、準備金等の計算)

保険業法 施行 規則 (以 下 「規則」という。) 第二百十一条の五十八第一項第五号に規定する金融庁

長官 が 定め る率 は、 百分の九十九 (ただし、 少 額短期保険業者 (法第二条第十七項に 規定する少 額 短 期保

険業者 をいう。 以下同じ。 が有するその 他 有価 証 券 (財務諸 表等 \mathcal{O} 用 語 様式及び作成方法に関 する規

則 (昭 和三十二 八 年大蔵 省令第五 十九号。 以 下 「財務諸表等規則」 という。) 第八条第二十一 項に規定する

その 他 有 価 証 券をいう。 以下同じ。) の貸借対照表計上額の合計額が帳簿 価 額 の合計 類を下 回る場合には

百分の百)とする。

2 規 則第二百 十一条の 五. 十八第 一項第六号に規定する金融庁長官が定める率は、 百分の八十五

少 額 短期 保 険業者が有する土地 \mathcal{O} 時 価 が 帳簿価 額を下回る場合には、 百分の百) とする。

3 規 則第二百十一条の五十八第 項第七号に規定する金融庁長官が定めるもの の額は、 次に掲げる額とす

少額短期保険業者である株式会社にあっては、 契約者配当準備金の額 (ただし、 翌期配当所要額を除

少額短期保険業者である相互会社にあっては、 社員配当準備金の額 (ただし、 翌期配当所要額を除く。

将来利 益 (有配当保険契約について減配することによりリスク対応財源として期待できるもの をいう。

として、 契約者配当準備金繰入額又は社員配当準 備 金繰入額 の直 近 \mathcal{O} 五事業年 度の平均値 に相当する

額又は直 近 の事業年度の額 のい .ずれか小さい額に百分の五十を乗じた額

匹 税効果相当額 (任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるもの の額を

いう。)として、次の算式により得られる額 以下同じ。) (繰延税金資産 (税効果会計の適用により資産として計上

の額が零である会社

(繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から

控除された額がある社に限る。) にあっては、零とする。)

されるものをいう。

 $A \times t / (1-t)$

この算式において、A及びtはそれぞれ次の数値を表すものとする。

A 次に 掲げる区分に応じて計算 よした額

1 株式会社 貸借対照表の資本の部 の利益剰余金の額から利益準備金、 利益剰余金の処分とし

て支出する額、 利益準備: 金に積み立てる額及びこれに準ずるもの の額の合計額を控除 した額

当該 控除した額が零未満となる場合は、 零とする。)

口 相 互会社 貸借: 対照表 \mathcal{O} 資本のは 部 \mathcal{O} 剰 余 金 一の額 から損失てん補準備金、 剰余金の処分として

支出する額 (社員配当準 備 金 一に積 み立てる額を含み、 社員 配当平 衡積立金 元に積れ み立 てる額を含

ま ない。)、 損失て、 ん補準 備金及び基金償却積立金に積み立てる額並びにこれに準ずるも

額 の合計額を控除した額 (当該控除した額が零未満となる場合は、零とする。)

繰延税金資産及び繰延税金負債 (税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。

t

う。

の計算に用 \ \ \ た法定実効税率 (財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定するものをい

五. その他資本、 基金、 準備 金 に準ずる性質を有するものとして、 次に掲げるものの 額の合計額

性調達手段で、 次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ

負債:

 \mathcal{O} \mathcal{O}

- (1)無担保で、 かつ、 他の債務に劣後する払込済のものであること。
- ② 第六項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払いの義務の延期が認められるものであること。

口

期

限付劣後債務

(契約時

にお

いて償還期間

が

五年を超えるものに限る。

- 4 前 項第五号イ及び 口 に掲げるもの 0 合計額につい ては、 規則第二百 十一条の五十八第一項第一号か ら第
- 三号までに掲げるもの \mathcal{O} 合計額 (以 下 「算入限度額」という。)を限度として算入できるものとする。
- 5 なった時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。)については、 第三項第五号ロに掲げるもの (残存期間が五年以内になったものにあっては、 毎年、 残存期間 が 五 年に

算入限度額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

6 第三項第五号イ及び 口に掲げるものについては、 同号イに掲げるものの 償還又は 同号口 に掲げるものの

短期 期限 保 前 償還 険業者の任意によるものであり、 (以 下 「償還等」という。) の特約 カ つ、 が付されている場合には、 次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの 当該償還等が 債務者である少額

に限り、 第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

当該償還等を行った後において当該少額短期保険業者が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示

す比率 (法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条に規定する保険金等の支払能力の充

次条において同じ。)を維持することができると見込まれるとき

当該 償還等 の額以 Ĺ 一の額の 資 本等の 調達を行うとき

実の状況を示す比率をいう。

7 第三項 第五号イ及び 口 に掲げ るものについて、 あらかじめ定めた期間 が経過した後に一定の 金利

この 項において 「ステップ・アップ金利」という。) を上て 乗せする特約を付す場合において、 当 該 ステッ

と認められるときは、 最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

債務者である少額短期保険業者が償還等を行う蓋然性が高

プ・アップ金利が過大なものであるために、

(各リスクの計

第四 条 規則第二百十一 条の五十九第一号に規定する額 (保険リスク相当額) は、 次に掲げる額の合計額と

する。

般保険リスク相当額として別表第一に掲げるリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリス

2

規

則第二百十一条の五十九第二号イに規定する額

ク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、 別表第二の算式により計算し た額

巨大災害リスク相当額として別表第三に掲げる保険の種類ごとの地震災害リスク相当額を合計した額

同 表に掲げる保険の種類ごとの風水災害リスク相当額を合計した額のうちいずれか大きい

(価:

格変動等リスク相当額)

は、

別表第四

 \mathcal{O}

区分によ

るリス ク対象資産 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 (貸借対照表計上額とする。) にそれぞれ のリスク係数 の欄 に掲げる率を乗じた額

の合計額とする。

3 規則第二百十一条の 五十九第二号ロに規定する額 (信用リスク相当額) は、 別表第五 の区分によりリス

ク対象資産 の額 (貸借対照表計上額とする。) にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計

額とする。この場合において、 同表に掲げるランクは別表第六の定義によるものとする。

4 規則第二百十一条の五十九第二号ハに規定する額 (子会社等リスク相当額) は、 別表第七の区分により

IJ ス ク対象資産 0 額 (貸借対照表計上額とする。) にそれぞれのリスク係数 の欄に掲げる率を乗じた額の

合計額とする。

5 規則第二百十一条の五十九第二号ニに規定する額は、 次に掲げる額の合計額とする。

再保険リスク相当額として別表第八に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

再保険 回 収リスク相当額として別表第九に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じ

た額

6 規 則 第二百十一条の五十九第三号に掲げる (経営管理リスク相当額) 額は、 同条第 一号及び第二号に規

定するリスク相当額の 合計額に、 別表第十に掲げる対象会社の区分に応じ、 同表 ハのリス ク係数 $\widehat{\mathcal{O}}$ 欄 に 掲げ

る率を乗じて算定するものとする。

(リスクの合計額)

第五条 規則第二百十一条の五十九に規定する同条各号に掲げる額 (リスク相当額) を基礎として計算した

額は、次の算式により計算した額とする。

リスクの合計額= $[(\mathbf{R}_1)^2 + (\mathbf{R}_2)^2]^{1/2} + \mathbf{R}_3 + \mathbf{R}_4$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、 それぞれ次に定めるとおりとする。

 \mathbf{R}_1 般保険リス ク相当額 (前条第 項 第 一 号に掲げる額をいう。)

 \mathbb{R}_2 資産 運 用リ 、スク相当額 (規則第二百十一条の五十九条第二号に掲げる額をいう。

 R_4 \mathbb{R}_3 巨大災害リスク相当額 経営管理リスク相当額 (前条第一項第二号に掲げる額をいう。) (規則第二百十一条の五十九条第三号に掲げる額をいう。)

別表第一

| リスクの種類 | リスク対 | リス | ク係数 | | | |
|---------|-----------|----------|------|-------|--|--|
| 普通死亡リスク | 危 険 保 | 0.06% | | | | |
| 災害死亡リスク | 災 害 死 亡 | 0.006% | | | | |
| 災害入院リスク | 災害入院日額総額× | 予定平均給付日数 | | 0.3% | | |
| 疾病入院リスク | 疾病入院日額総額× | 予定平均給付日数 | | 0.75% | | |
| その他の第一・ | 異常危険準備会 | 金積立限度額 | 100% | | | |
| 第三分野リスク | | | | | | |
| | 保険料基準 | 保険金基準 | 保険料基 | 保険金基 | | |
| | | | 準 | 準 | | |
| 火災リスク | 正味既経過保険料 | 正味発生保険金 | 12% | 33% | | |
| その他の第二分 | | | 17% | 34% | | |
| 野リスク | | | | | | |

備考

- ・ リスク対象金額は、出再額を控除した額とする。
- ・ 正味発生保険金は巨大災害に係る額を除くこととし、直近の三事業年度の平均値を使用することとする。
- ・ 火災リスク及びその他の第二分野リスクについては、保険料基準のリスク相当額と保 険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする。

別表第二

 $\{(A+B+C+D+F)^{2}+E^{2}+G^{2}\}^{1/2}$

- A 普通死亡リスク相当額
- B 災害死亡リスク相当額
- C 災害入院リスク相当額
- D 疾病入院リスク相当額
- E 火災リスク相当額
- F その他の第一・第三分野リスク (法第三条第四項第一号及び第二号又は同条第 五項第二号に掲げる保険で、AからEまで及びGのリスクを除く。) 相当額
- G その他の第二分野リスク (法第三条第五項第一号に掲げる保険で、AからFまでのリスクを除く。) 相当額

別表第三

| | 地震 | 災害リスク相当額 | 風水災害リスク相当額 | | | | | |
|-------|-----|----------|------------|----------|--|--|--|--|
| 保険の種類 | | 推定正味支払保険 | | 推定正味支払保険 | | | | |
| | | 金の算出方法 | | 金の算出方法 | | | | |
| 火災保険 | 関東大 | 地震災害リスクを | 昭和34年の台風 | 風水災害リスクを | | | | |
| その他の第 | 震災が | 担保する保険契約 | 第 15 号(伊勢湾 | 担保する保険契約 | | | | |
| 二分野保険 | 再来し | が付された物件等 | 台風)に相当する | が付された物件等 | | | | |
| | たとき | のうち被害が想定 | 規模の台風が再 | のうち被害が想定 | | | | |

| の推定 | される地域に存在 | 来したときの推 | される地域に存在 |
|-----|-----------|---------|-----------|
| 正味支 | するものの正味保 | 定正味支払保険 | するものの正味保 |
| 払保険 | 険金額、被災率等に | 金 | 険金額、被災率等に |
| 金 | 基づいて算出する。 | | 基づいて算出する。 |

別表第四

| IJ | ス | ク | 対 | 象 | 資 | 産 | | IJ | ス | ク | 係 | 数 |
|---------------------------|---|---|----|---|---|---|--|----|---|----|---|---|
| 国債及び第二 | | | 1% | | | | | | | | | |
| 国債及び第二百十一条の二十二各号に掲げる資産不動産 | | | | | | | | | | 5% | | |

備考

・ 第二百十一条の二十二各号に掲げる資産のうち、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは除く。

別表第五

| IJ | ス | ク | | 対 | 象 | 資 | 産 | リスク | | 係 | 数 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|-----|-----|---|---|
| | | | | ラ | ン | ク | 1 | | 0% | | |
| 債 | | | 券 | ラ | ン | ク | 2 | | 1% | | |
| 預 | 貯 | | 金 | ラ | ン | ク | 3 | | 4% | | |
| | | | | ラ | ン | ク | 4 | | 30% | | |

備考

・ 債券及び預貯金には、未収収益(未収利息)を含む。

別表第六

| | 発 行 体 等 |
|------|---|
| ランク1 | (a) 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関 (b) OECD諸国の中央政府及び中央銀行 (c) 我が国の政府関係機関・地方公共団体及び公企業 (d) (a)~(c)に掲げる者の保証するもの |
| ランク2 | (a) ランク1の(a)に該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関 (b) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 (c) 我が国及び外国の金融機関 (d) BBB格相当以上の格付を有する者 (e) (a)~(d)に掲げる者の保証するもの |
| ランク3 | ランク1、2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先が発行体 等のもの |
| ランク4 | 破綻先債権 延滞債権 3か月以上延滞債権 貸付条件緩和債権 |

別表第七

| | ž | 去人 | の | 分类 | 頁 | | リスク | '対象資産の | の区分 | リスク係数 |
|---|---|----|---|----|-------------|----------------|-----|--------|-----|-------|
| 子 | 会 | 社 | 田 | 内 | \triangle | / - | 株 | | 式 | 10% |
| | | | 上 | ΡΊ | 五 | 仁 | 貸 | 付 | 金 | 1.0% |

| | 海 | М | 沙土: | Į. | 株 | | 式 | 15% |
|---------|------|------|-----|----|---|---|---|------|
| | 伊 | 25 | 14 | 人 | 貸 | 付 | 金 | 6% |
| 国内会社及び海 | ·外法/ | 人にかれ | かわら | ず別 | 株 | | 式 | 100% |
| 表第六のランク | 4に該 | 当する | 子会社 | Ł | 貸 | 付 | 金 | 30% |

備考

- ・ 子会社とは、法第二条第十二項に規定する会社をいう。
- ・ 貸付金には、支払承諾見返を含む。
- ・ 海外法人に対する円貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うものとする。

別表第八

| リ ス ク 対 象 金 額 | リスク係数 |
|----------------------------|-------|
| 規則第二百十一条の五十一において準用する規則第七十一 | |
| 条第一項に基づいて積み立てないこととした責任準備金及 | |
| び規則第二百十一条の五十一において準用する規則第七十 | 1 % |
| 三条第三項において準用する規則第七十一条第一項に基づ | |
| いて積み立てないこととした支払備金 | |

備考

・ 保険の種類ごとに出再割合が 50%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を 2%とする。

別表第九

| IJ | ス | ク | 対 | 象 | 金 | 額 | リ | ス | ク係 | 数 |
|--------|--------------|---|------|---|---|---|---|---|-----|---|
| 再保険貸(ダ | 卜 国再保 | | 含む。) | | | | | | 1 % | |

別表第十

| | 対 | 象 | 少 | 額 | 短 | 期 | 保 | 険 | 業 | 者 | \mathcal{O} | 区 | 分 | リ | ス | ク | 係 | 数 | |
|------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---------------|---|---|----|---|---|---|---|--|
| 当期未処理損失を計上している少額短期保険業者 | | | | | | | | | | | | | | 3% | 6 | | | | |
| 上記以外の少額短期保険業者 | | | | | | | | | | | | | | 2% | 6 | | | | |